

悪臭防止法関係

【敷地境界線の地表における規制基準】

悪臭物質	規制基準 (単位:ppm)	悪臭物質	規制基準 (単位:ppm)
アンモニア	1	イソバレラルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

【排出口における規制基準】

悪臭物質(アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルアルデヒド、イソバレラルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン)の種類ごとに次の式により算出した流量

$$[q=0.108 \times He^2 \times Cm]$$

q: 悪臭物質の流量(0°C、1気圧での立方メートル/時)

He: 補正された気体排出口の高さ(メートル)

Cm: 敷地境界における規制基準(ppm)

【排水水における規制基準】

特定悪臭物質の種類	排水水の量	規制基準(単位 1リットルにつきミ リグラム)
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007

	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03